

様式第4号・その1（第7条関係）

令和 7 年 3 月 31 日

伊万里市議会議長 中山 光義 様

氏名 香月 孝夫



令和6年度 伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第4号・その2（第7条関係）

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 香月 孝夫

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

| 項 目    | 金 額 (円) | 備 考                     |
|--------|---------|-------------------------|
| 研究研修費  | 165,940 | 令和6年10月8日～10日 行政視察（岩手県） |
| 調査旅費   | 0       |                         |
| 資料作成費  | 0       |                         |
| 資料購入費  | 0       |                         |
| 広報費    | 0       |                         |
| 広聴費    | 0       |                         |
| 人件費    | 0       |                         |
| 事務所費   | 210,000 | 香月孝夫後援会事務所（伊万里市新天町660）  |
| その他の経費 | 0       |                         |
| 合 計    | 375,940 |                         |

3 残 額 0 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 様式第5号・その1 (第7条関係)

(1 調査1枚作成)

## 研 究 研 修 費

(支出明細書)

|                    |                           |       |      |
|--------------------|---------------------------|-------|------|
| 研 修 内 容<br>又 は 目 的 | ①全国議長会研修フォーラム             |       |      |
| 研 修 年 月 日          | 令和6年10月8日 ~<br>令和6年10月10日 | 宿泊の有無 | ①有・無 |
| 研 修 場 所            | ①岩手県盛岡市(岩手県民会館)           |       |      |
| 経 費 明 細 書          |                           |       |      |
| 会 場 費              |                           |       |      |
| 講 師 謝 礼            |                           |       |      |
| 出席者負担金             |                           |       |      |
| 会 費                |                           |       |      |
| 旅 費                | 165,940円                  |       |      |
| 宿 泊 費              |                           |       |      |
| そ の 他 経 費          |                           |       |      |
| 合 計                | 165,940円                  |       |      |

|    |    |     |    |       |
|----|----|-----|----|-------|
| 議長 | 局長 | 副局長 | 係長 | 係     |
| ●  | ●  | ●   | ●  | ● ● ● |

## 研究研修・調査 報告書

伊万里市議会議長 中山 光義 様

下記のとおり 研究研修・調査 を行いましたので報告します。

令和6年11月30日

氏名 香月 孝夫 ●

|           |                                 |     |    |                                                            |
|-----------|---------------------------------|-----|----|------------------------------------------------------------|
| 実施年月日     | 自 令和6年 10月 8日<br>至 令和6年 10月 10日 | 3日間 | 宿泊 | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 |
| 場所        | トーサイクラシックホール岩手 岩手県盛岡市           |     |    |                                                            |
| 目的        | 第19回 全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡        |     |    |                                                            |
| 内容<br>感想等 | 別紙のとおり                          |     |    |                                                            |

※資料は翌年度から5年間各自で保管する（伊万里市政務活動費の執行に関する運用方針2-(1)）



令和 6 年 11 月 30 日

議員 香月孝夫

## 【 視察報告書 】

- 視察日程 令和 6 年 10 月 8 日（水）～10 月 10 日（金）
- 視察先 岩手県盛岡市（岩手県民会館）
- 視察目的 「全国市議会議長会 研修フォーラム」出席
- 同行者 盛議員、力武議員、金原議員、児玉議員、香月（参加 5 名）

### ◆1 日目（9 日）テーマ：「主権者教育の新たな展開」

- ・コーディネーター：井柳 美紀 氏（静岡大学人文社会科学部法学科教授）
- ・パネリスト  
：土山 希美枝 氏（法政大学法学部教授）  
：越智 大貴 氏（（一社）WONDER EDUCATION 代表）  
：渡辺 嘉久 氏（読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局）  
：遠藤 政幸 氏（盛岡市議会議員）

→昨年の地方自治法改正により、議会の役割や議員職務の明確化が進む一方、地方議会においては投票率の低下や無投票当選の増加など多くの課題を抱えている。このような中において、議長会においては議会に関心を高めるためにも、主権者教育の重要性を認識しその取組みに対する支援を求める決議が行われていることなどが井柳氏から報告された。これを皮切りに各パネリストの活発な意見交換が進められた。

- ・土山氏：実践的な教育の場を提供していく事が主権者教育の基本であり、多くの市民参加を促すこともポイント。語り合うことの場いわゆる学びの場の創出を目標にすべきでないか。
- ・越智氏：政治や社会に対する若者の視点として、18 歳の意識調査において政治に関心が「ある、どちらかといへばある」の回答が 56.8%程度あるが、「政治に関心がないのではなく選挙に行っても何も変わらない」などが意識傾向としてある。
- ・渡辺氏：また私立女子高校の授業において、「選挙に行く人はいるか」の問いに、挙手したのは 35 人中 1 人。投票へ行かない理由は「政治は無知で誤った判断での投票で世の中が変な方向へ行ったら嫌いだから」などが挙げられた。

遠藤氏：盛岡市議会において、主権者教育として、高校生議会をはじめ、議員にとっても様々な刺激を得る機会の開催が平成 29 年に行われた。井柳氏は、主権者教育の重要点を整理し、統一地方選挙などの実施時期に、教育現場において授業への反映があっても良いのではなど、各パネリストの課題と照らし合わせながら進行された。

《1 日目・所感》 全国的な地方議会における「主権者教育に関する課題」は、本市においても一致する部分が多く大きな参考となった。議論の中心となった高校生議会開催の重要性をあらためて感じたほか、同様に幅広い市民参画を行い、未来を見据えた主権者教育の取組みも進めて行く必要性を強く感じた。伊万里市議会においても、「高校生議会の開催についてどう考えるのか」を議題として、調査研究の推進を図るべきであることを今後考えていきたい。

◆2日目(10日)テーマ:「主権者教育の取組み報告」

- ・コーディネーター: 河村 和穂 氏 (東北大学院情報科学研究科准教授)
- ・パネリスト: 白鳥 敏明 氏 (伊那市議会前議長)
- : 諸岡 覚 氏 (四日市市議会議員(第83代議長))
- : 服部 香代 氏 (山鹿市議会議員)

《2日目 所感》 昨日を通して、主権者教育は民主主義の基盤づくりには欠かせない取り組みである事を痛感した。その中でも、議会や一般の方々为主権者教育の担い手になれば、未来の有権者たちを育み、地域に愛着を持って参画する有権者が増加する可能性がある。要は主権者教育は地域愛を育み過程であると強く感じる。伊那市議会では、平成30年の市議会議員選挙で無投票となった事がきっかけで、議員不足への危機感から「高校生議会傍聴及び意見交換会」の取組みが開始された。この事は、現状においては本市と関連が薄いように感じられるが、本市の今後の人口統計や予測などを鑑みると、今からその危機意識を持つ必要があると強く感じます。本市においてもその機会を見つけ推進を図るべく働きかけを行っていきたい。



※「地方議会の課題と主権者教育」1日目



※「主権者教育の取組報告」2日目



※岩手県民会館にて

## 政 務 活 動 費 旅 費 計 算 書

旅行者 香月 孝夫、盛 泰子、力武 勝範、金原 晋作、児玉 不二子

期 間 令和6年10月8日（火）～令和6年10月10日（木）

行き先 トーサイクラシックホール岩手 岩手県盛岡市

内 容 第19回 全国市議会議長会研究フォーラムin盛岡

備 考

※網掛けは、領収書添付

(単位：円)

| 項 目                  | 金 額     | 摘 要                              |
|----------------------|---------|----------------------------------|
| 運 賃                  | 3,680   | 伊万里～福岡空港（往復）                     |
|                      | 0       | 福岡空港～仙台空港<br>羽田空港～福岡空港 ※パック料金に含む |
|                      | 1,410   | 仙台空港～石巻                          |
|                      | 330     | 石巻～女川                            |
|                      | 6,580   | 女川～盛岡                            |
|                      | 15,340  | 盛岡～羽田空港                          |
| 航空機+ホテルパック<br>（朝食付き） | 121,400 | ホテル1泊                            |
| 宿泊料                  | 13,100  | 13,100円×1泊                       |
| 食卓料<br>（夕食相当分）       | 1,700   | 1,700円×1日                        |
| 交通費 県外の市             | 2,400   | 800円×3日                          |
| 計                    | 165,940 |                                  |

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

## 領 収 証

No. Web241125122642  
発行日：2024年11月25日

香月孝夫

様

¥121,400-

お支払い方法： 現金・クレジットカード・その他でのお支払いを含みます

10%対象 ¥121,400-(税込) 消費税¥11,036-  
※旅客毎の消費税額は参考額です出発日 2024年10月08日  
帰着日 2024年10月10日  
旅行日数 3日間

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

ANA X株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-14-1  
フロントプレイス日本橋  
事業者番号 T8010401127771CF858777  
①お客様用



## 様式第5号・その8（第7条関係）

(年間分)

## 事 務 所 費

(支出明細書)

|             |                                            |
|-------------|--------------------------------------------|
| 事 務 所 の 場 所 | 〒848-0041 伊万里市新天町660                       |
| 賃 借 料       | 年額：210,000円 内訳 (35,000円×12カ月÷1/2=420,000円) |
| 光 熱 水 費     |                                            |
| 消 耗 品 購 入 費 |                                            |
| 備 品 リ ー ス 料 |                                            |
| 事務機器リース料    |                                            |
| そ の 他       |                                            |
| 合 計         |                                            |

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

香月孝夫 様 2025 年 3月29日

★ ￥420,000.-

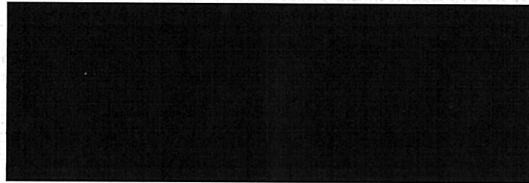
但 賃借料 1ヶ月35,000円 × 12ヶ月分

上記正に領収いたしました (2024年4月 ~ 2025年3月)

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



## 定期建物賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■ (以下「甲」)、賃借人 香月孝夫 (以下「乙」)、及び乙の連帯保証人 ■■■■■ (以下「丙」) は、次の通り、香月孝夫の1階後援会事務所および2階倉庫の用に供する定期賃貸借契約を締結します。

第1条 (物件) 伊万里市新天町660番地の1階と2階 (奥の玄関前の駐車場1台分付)

第2条 (賃貸借期間) ①令和5年6月1日から令和9年5月31日まで。

②本物件は定期建物賃貸借であることを各当事者は確認し、契約の更新はなく期間満了時に本契約は終了し、乙は甲に直ちに返還するものとする。

第3条 (賃料など) ①1か月 3万5千円。

前月末までに翌月分を甲が指定する口座に乙が振り込むこととする。光熱費等は乙の契約、負担とする。

②1階のエアコン利用のための動力利用に関しては、月に1000円を甲は乙に援助する。動力の契約を止めた場合は、援助を中止する。動力契約を止めた場合には、乙は甲に連絡し、使用月以外の援助がある場合には乙は甲に返還する。

第4条 (敷金) ①12万円。前契約時の1階敷金7万円と2階敷金5万円の合計12万を今回の契約の敷金として引き継ぐものとする。

②甲は乙から、本契約解約時に本物件の明け渡しを受けた際には、乙の未払い賃料その他、乙の債務の弁済に充てる分を差し引いて、敷金を返還する。

第5条 (使用目的) ①1階は香月孝夫さんの後援会事務所として、2階は香月孝夫さんの倉庫として、香月孝夫さんの管理下においてのみの使用に制限する。

第6条 (禁止事項) ①有料無料に関わらず、全体、一部に関わらず、賃貸借の譲渡の禁止、本件建物の転貸を禁止する。

②アルコール等の持ち込み、提供の禁止

③本件建物の増改築、造作の変更の禁止 (事前に申し出て甲の許可があれば可能)。

④本物件内における動物の飼育の禁止 (ただし、甲が許可したものは可能)。

第7条 (火災保険) 乙は、甲が指定する「借家人賠償責任保険」「個人賠償責任保険」などの特約が付いた火災保険に入ることとする。4年間の契約期間とし、保険証書の内容の写しを乙は甲に提出する。年払いの場合は、毎年払い込み済の確認書類の写しを提出する。

第8条 (契約の中途解約) ①乙は、3か月前までに解約の申し入れを甲にして中途解約することができる。

②甲は、乙の賃料振り込み2か月分の滞納がある場合、あるいは、乙が本契約書に従わない使い方をした場合には、中途解約することができる。

第9条（明け渡し等）乙は本契約が終了した場合には、自己の保管するものすべてを自己の費用で負担して収去するものとする。処分費用は乙の負担とする。

第10条（当然消滅）

本物件が火災、自然災害、人的災害などで、通常の用に供することができなくなった場合には、契約は消滅する。この場合、甲は乙に対して責任を負わない。

第11条（エアコン）1階2階ともエアコンが故障した場合に、甲は修繕、新規交換の義務を負わない。

第12条（注意事項）①火の始末にはくれぐれも気をつける。

②誰もいない場合には、必ず施錠する。

上記の2点は、乙は関係者に伝えて徹底すること。

第13条（トイレの簡易手洗い器、玄関インターホン、照明関係、壁、建具、設備など）甲は修理や新規交換の義務を負わない。

第14条（連帯保証）丙は、本契約から生じる乙の甲に対する債務につき、連帯保証する。連帯保証人は、甲が認めたもの1人を乙は選出する。連帯保証人は必ず1人必要で、変更する場合には、甲に連絡して契約書に署名してもらう。

第15条（協議）本契約に定めのない事項または本契約に疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議の上解決する。

以上の通り、契約が成立したので、本契約書3通を作成し、各自署名のうえ、各1通を所持する。

令和 5年5月31日

賃貸人（甲）住所

氏名

印

賃借人（乙）住所

〒848-0047

伊万里市伊万里町甲43-23

氏名

香月孝子

連帯保証人（丙）住所

氏名

印